

生徒心得

身だしなみについて

①服装

- ア 本校指定の制服を着用する。
- イ 女子はベストを着用する。
- ウ 制服の変形をしない。（上着・スカート丈等）
- エ シャツのボタンをしっかり留め、ネクタイは襟元で着用する。
- オ ソックスは白・紺・黒・灰色（ワイド・ストライプのみ可）とし、全体柄は不可とする。
長さは、くるぶしが完全に隠れる長さとする。
- カ 靴のかかとは踏まない。
- キ ズボンの裾を引きずらない。
- ク スカートの下に長ズボンを着用しない。
- ケ ベルト等を使って、スカートを短く履かない。
- コ セーターは学校指定のものを上着の下に着用する。
- サ ケガ等の理由により制服を着用できない場合は、生徒手帳の異装届覧に理由を記入し、
保護者の押印後、担任の許可を得る。
- シ 冬季はタイツ等（黒・紺・肌色）を着用してもよい。
※ただし柄のあるものは不可とする。

②夏服規定（6月～9月）

- ア 指定のワイシャツ（第1ボタンは開けてもよい）を着用する。
- イ ネクタイは着用しなくてもよい。
- ウ 指定のポロシャツを着用してもよい。
- エ ベストを着用しなくてもよい。
- オ 寒いときは制服の上着を着用してもよい。

③頭髪

- ア 流行に左右されない端正で清潔な髪型を心がける。
- イ パーマ、カール、染・脱色、逆毛等を行わない。
- ウ ヘアーピン・ヘアーゴム等は装飾がなく必要な範囲にとどめる。
- エ エクステ等の装飾品は付けない。
- オ 男子は頭髪が耳、襟、目にかからない。もみあげは耳たぶより上。整髪料で立てない。
女子は頭髪が目にかからない。

④その他

- ア 化粧等を行わない。
- イ 装飾品は身につけない。（ピアス、ネックレス、指輪、ミサンガ、数珠等）
ピアスは穴を空けることも禁止する。
- ウ コート類は、学校という場所、勉強という場面に相応しい物とする。
- エ 通学用の靴や鞆は、経済性・安全性を考慮し、通学に適した物とする。
（靴）華美でない革靴や運動靴とする。
（鞆）スポーツバックやリュック等で華美でないものとする。